

秋田県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成27年3月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定 面 積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
横手市		睦成	桐台	1-1	481,725	48.1725	15.6279	公衆の 保 健
			大滝	1	560,056	44.6900	43.7571	

（「付属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、平鹿地域振興局農林部、横手市役所に備え置いて縦

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
（付属明 細書のと おり）	主伐として伐 採することができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	（付属明細書 のとおり）	（付属明細書 のとおり）

覧に供する。）